2．改正された日本工業規格

建築用シーリング材の試験方法	A1439
建築用シーリング材	A5758
土工機械―運転員・整備員の乗降用，移動用設備	A8302
土工機械―運転員の視野―測定方法及び性能基準	A8311
土工機械―電磁両立性（ＥＭＣ）	A8316
土工機械―油圧ショベル―第５部：掘削力測定方法	A8403―５
土工機械―ダンパ（重ダンプトラック及び不整地運搬車）―第１部：用語及び仕様項目	A8422―１
機械製図	B0001
電車線路用金具試験方法	E2002
鉄道車両―ブルドン管圧力計	E4118
ゴム用カーボンブラック―基本特性―第５部：比着色力の求め方	K6217―５
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―熱老化特性の求め方	K6257
写真―現像処理済み写真乾板―保存方法	K7644
アルミノン（試薬）	K8011
亜硝酸ナトリウム（試薬）	K8019
Ｌ―アスパラギン一水和物(試薬)	K8021
アセトアルデヒド（試薬）	K8030
４―アミノアンチピリン（試薬）	K8048
３―メチル―１―ブタノール（試薬）	K8051
アリザリンエローＧＧ（試薬）	K8056
アリザリンレッドＳ（試薬）	K8057
亜硫酸ナトリウム（試薬）	K8061
安息香酸（試薬）	K8073
硫黄（試薬）	K8088
インジゴカルミン（試薬）	K8092
塩化アルミニウム(Ⅲ)六水和物（試薬）	K8114
塩化ストロンチウム六水和物（試薬）	K8132
塩化銅(Ⅰ)（試薬）	K8138
塩化マンガン(Ⅱ)四水和物（試薬）	K8160
過塩素酸ナトリウム一水和物（試薬）	K8227
過よう素酸カリウム（試薬）	K8249
ペルオキソ二硫酸アンモニウム（試薬）	K8252
硫酸カリウムアルミニウム・12水（試薬）	K8255
硫酸セリウム(Ⅳ)四水和物（試薬）	K8976
りん酸三ナトリウム・12水(試薬)	K9012

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年４月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年４月20日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

廃止された日本工業規格

パークロロエチレン（テトラクロルエチレン）	K1521
四塩化炭素（試薬）	K8459

標準仕様書（ＴＳ）の継続について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成22年４月20日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を継続した。

平成22年４月20日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

１．ＴＳ名称及び番号

継続されたＴＳ名称及び番号

舗装用れんが	ＴＳ　A0025

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局産業基盤標準化推進室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

公　聴　会

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成22年４月20日

国土交通大臣　前原　誠司

１　事案の内容　平成22年国土交通省告示第438号に係る成田国際空港について指定した空港の範囲の変更について

２　日時　平成22年５月24日午後３時

３　場所　千葉県成田市土屋303番地　成田国際文化会館小ホール

４　主宰者　国土交通省航空局空港部首都圏空港課長（同課長が出席できないときは首都圏空港課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成22年４月30日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918 東京都千代田区霞が関２丁目１番３号国土交通省航空局空港部首都圏空港課成田国際空港整備推進調整室に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、電話番号、職業、年齢（法人にあっては、その名称、住所及び電話番号並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

６　傍聴

⑴　傍聴を希望する者は、郵便事業株式会社が発行する往復はがき（一人一通に限ること とし、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所（郵便番号を付記すること。）、電話がある場合は電話番号、職業、年齢、「成田国際空港関係公聴会の傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること。）にて、平成22年４月30日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918 東京都千代田区霞が関２丁目１番３号国土交通省航空局空港部首都圏空港課成田国際空港整備推進調整室に申し込むこと。

⑵　傍聴人の人数は、100人以内とし、傍聴申込みがこれを超える場合は、受付順に選定する。

⑶　公聴会当日の受付時間及び場所その他の必要な事項は、傍聴を申し込んだ者に直接通知する。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月十六日（金）

○一般案件

一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき国会の承認を求めるの件（決定）（外務・国土交通省）

一　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて国会の承認を求めるの件（決定）（外務・経済産業省）

一　カンボジア王国国王ノロドム・シハモニ陛下の国賓待遇について（決定）（外務省）

一　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針について（決定）（環境・総務・財務省）

一　地域再生・振興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置について（了解）（環境・総務・財務・経済産業省）

一　水俣病対策について（決定）（環境・総務・財務省）

一　寛仁親王殿下のトルコ国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

○国会提出案件（抜粋）

一　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（法務省・警察庁）

一　平成二十一年団体規制状況の年次報告について（決定）（法務省）